

電気需給約款  
主な変更点の一覧

項目	現 行 約 款	新 約 款
単位および端数処理	<p><b>3. 単位及び端数処理</b></p> <p>(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で切捨てます。</p> <p>(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入致します。</p> <p>(3) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で切捨て致します。</p> <p>(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数は切り捨てます。ただし、消費税額は、合計金額に含まれるものとし再掲消費税相当額と表示します。</p>	<p><b>3. 単位および端数処理</b></p> <p>(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、電気の使用があり、かつ6.(需給契約の申込み)(1)ロを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。</p> <p>(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
電気需給契約の成立および契約期間	<p><b>7. 電気需給契約の成立及び契約期間</b></p> <p>(1) 電気需給契約は、お客様から電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上で契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 電気需給契約が成立した日または、電力供給開始の日以降1年目の日までとし期間満了日をもつて終了となります。</p> <p>ロ 契約期間満了日の契約期間満了日の1か月前に先立って、お客様に当社から電気需給契約の継続、延長、更新、終了の旨、確認のご連絡をいたします。</p>	<p><b>8. 需給契約の成立および契約期間</b></p> <p>(1) 需給契約は、お客さまから電力供給の申込みがなされ、申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。なお、当社が供給の意思表示を行なったときは、当社が電気需給契約のご案内を発送した日とし、これによりがたい場合には、13(需給契約書の作成)の需給契約書に調印を行なった日といたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>
料金の支払い義務並びに支払期日および支払期限	<p><b>24. 料金の支払い義務並びに支払期日及び支払期限</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払い義務が発生する日は、次のとおりになります。</p> <p>イ 原則として検針日といたします。</p> <p>ロ 電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、終了日以降に計算値の確認を行った場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金の支払期日は、支払い義務発生日から換算して20日とし、下記のイからニの場合もしくは電気需給契約書に特段の定めがある場合を除き、(料金その他の支払方法)の支払い方法にてお支払いいただきます。</p> <p>イ お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。</p> <p>ロ お客様が、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的申請の申し立てをうけ、または自ら申し立てを行った場合。</p> <p>ハ お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申し立てを受けた場合。</p> <p>ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合。</p> <p>(3) 前項イからニまでに該当する場合、お客様の料金の支払期限は、次の通りといたします。</p> <p>イ 前項イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払い義務が発生し、支払われていない料金(既に支払期限を経過している料金をのぞきます。)については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払い義務発生から2営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して2営業日以内といたします。</p>	<p><b>19. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、原則として計量日といたします。ただし、17(使用電力量等の算定)3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行つた場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金の支払期日は、下記の(イ)から(ニ)の場合を除き原則として、下記のイからハのとおりとなります。</p> <p>イ お支払方法が口座引落の場合は事前に設定した振替日となります(金融機関休業日の場合は翌営業日となります)。</p> <p>ロ お支払方法がクレジットカードの場合はお申込みいただいたクレジットカード会社の規定に基づいた指定日となります。</p> <p>ハ お支払方法が振込の場合は、計量日の翌月20日までになります(金融機関休業日の場合は前営業日までとなります)</p> <p>(イ) お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合</p> <p>(ロ) お客様が、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行つた場合</p> <p>(ハ) お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合</p> <p>(ニ) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p>

**電気需給約款**  
**主な変更点の一覧**

	<p>□ 前項イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払い義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。</p>	<p>(3) お客さまが、(2)(イ)から(ハ)までに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出でいただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかつたものとみなします。</p>
料金その他の支払方法	<p><b>25. 料金その他の支払方法</b></p> <p>(1) 別途支払い方法契約の場合は、請求書に記載のある金融機関の該当口座へのお振込もしくは銀行口座からのお振替とさせていただきます。なお、支払期日または支払期限の最終日が金融機関の非取引営業日に該当する場合は、電気需給契約書に特別の記載がある場合を除き、それぞれ、 口座振込の場合:金融機関非取引営業日の前の営業日 口座振替の場合:金融機関非取引営業日の後の営業日 と、いたします。お振込みにかかる費用はお客様負担とさせていただきます。</p> <p>(2) 料金等のお支払いのための金融機関の該当口座に振込がなされなかった場合には、 イ 当社が改めて指定する金融機関へお振込みいただきます。また、この時のお振込み手数料はお客様のご負担となります。</p> <p>ロ 当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。</p> <p>(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定して得た金額といたします。</p> <p>(4) 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に払い義務が発生する料金と合わせて支払っていただきます。</p>	<p><b>20. 料金その他の支払方法</b></p> <p>料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>
契約超過金	<p><b>28. 契約超過金</b></p> <p>(1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合に、当社の責めとなる場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増したもの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けいたします。この場合の契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。</p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払い期限内をこえて電気を使用された月の料金の支払い期限内にお支払いいただきます。</p> <p>(3) 契約電力の超過に伴い、当社と管轄の電力会社との間における接続供給契約に変更が生じた場合には、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。</p>	<p><b>23. 契約超過金</b></p> <p>(1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増したもの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。 なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。</p> <p>(3) 契約電力の超過に伴い、当社と送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。</p>

電気需給約款  
主な変更点の一覧

違約金	<p><b>34. 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが第31条供給の停止に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けいたします。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この電気需給契約、本約款および別紙、別表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p>(4) お客さまの責めとなる理由により、お客さまが当社との契約期間満了以前に当社との契約を解除される場合には、違約金として解約時から契約期間満了時までの期間契約基本料金に相当する金額をお客さまより申し受けいたします。</p>	<p><b>27. 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p>(4) お客さまが需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、33(需給契約の廃止)(1)イおよびロに定められた期日以後になされた場合については、違約金として解約月の基本料金単価×契約電力の1.5倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。</p> <p>(5) お客さまからのお申し出による解約が、需給開始日、契約電力増加日(協議制に限る)、実量制から協議制への移行日または新たな料金単価の適用開始日(総称して「契約適用日」といいます)から1年未満の期間内となる場合、および契約適用日から1年経過ごとの更新後の契約適用日から1年未満の期間内となる場合は、解約違約金は解約月の基本料金単価×契約電力を3倍したものといたします。なお、設備撤去に伴うお客さまからのお申し出による場合については、解約違約金は解約月の基本料金単価×契約電力を1.5倍したものといたします。</p> <p>(6) (5)における新たな料金単価の適用開始日については、38.(消費税および地方消費税の税率変更の際の措置)および39.(料金単価の変更)による場合は除きます。</p>
燃料費調整の上限値廃止	電気需給契約書 別紙「条件書」の「2.各料金一覧」に記載の燃料費調整額	電気需給約款「別表」における「3. 燃料費調整」  (注) これまで「電気需給契約書」別紙「条件書」の「2. 各料金一覧」において定めていたものを電気需給約款の「別表」に移し、併せて、「地域大手電力会社に準ずる」となっていたものを、地域大手電力会社の変更に伴い燃料費調整に係る上限値を設定しない内容に変更するものです。